

特定調達契約に係る一般競争入札説明書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇の特定調達契約に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この特定調達契約に係る一般競争入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

(1)入札公告 2(2)ケに示した「入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者」等については、次のとおりであること。

ア 次のいずれかに該当する関係がある複数の者(組合(共同企業体を含む。(ウ)において同じ。)にあってはその構成員)は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる者

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 本件入札に参加することを希望する者は、本件入札の申請書等(4(1)に定めるものをいう。以下同じ。)の申請期限までに「資本関係等のある者の同一入札への参加制限について(平成18年11月1日付け総務第676号)」により、「資本関係・人的関係に関する届出書(別紙様式1)」を知事に届け出なければならないこと。ただし、〇・〇年度県営建設工事競争入札参加資格審査申請(中間年を含む。)に伴い、本件入札の申請書等の申請期限において有効な「資本関係・人的関係に関する届出書(別紙様式1)」を知事に届け出ている場合を除くこと。

ウ 本件入札に参加することを希望する者が、アの制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、特定調達契約に係る一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではないこと。

(2)入札公告2(2)コに示した「設計業務等の受託者」等については、次のとおりであること。

ア 「1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者であること。

〇〇〇〇〇〇設計株式会社(〇〇〇県〇〇〇市)

イ 「当該受託者と資本若しくは人的関係がある者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者であること。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 入札に参加することを希望する者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該入札に参加することを希望する者

ウ イに該当する者から本件入札に申請書等が提出された場合は、その者の入札参加資格を認めないこと。

(3)「経営事項審査の結果に係る総合評定値」とは、申請期限の日における特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第427号)第4条の規定に基づき作成された名簿(以下「名簿」という。)中の建設工事の種類欄に記載されている数字(経営事項審査の結果に係る総合評定値通知書の総合評定値)であること。ただし、申請期限の日において資格登録者でない者は、開札の時における名簿中の建設工事の種類欄に記載されている数字とすること。

(4)特定共同企業体の代表者は、構成員の中心的役割を担う施工能力の大きい者で、その出資比率は構成員中最大の者とする。

2 施工実績、配置予定の技術者

(1)同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験(以下「施工実績等」という。)の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種

の工事の施工実績及び経験をもって行うこと。

- (2) 施工実績等と認められるものは、工事が完成し、申請書の申請期限の日までに引き渡しが完了しているものに限ること。
- (3) 施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。
- (4) 施工実績等としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しを提出すること。CORINS登録がない場合又はCORINS登録があっても入札公告で求める施工実績等が登録内容から確認できない場合は、契約書、仕様書、図面等の写しなどの挙証資料を提出すること。
- (5) 施工実績等は、発注者から直接請け負った工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。
- (6) 施工実績等としての工事が、一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた工事にあつては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績等とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。
- (7) 建築一式工事、電気設備工事、管設備工事等の営繕系工事について、施工実績等として構造及び延床面積の要件を付した場合（例：〇〇造、〇〇〇㎡以上）、施工実績等として認められるものは次のとおりであること。

ア 新築の建物以外でも認められるが、次により判断すること。

(ア) 増築工事の場合 増築部分の構造及び延床面積のみを実績及び経験として認めること。

(イ) 改修工事の場合

a 構造 改修工事内容が既存建物の躯体の構造を了知しなければ施工できない工事の場合に認めるものとする。

(例) 建築一式工事に鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の要件を付した場合 改修建物が鉄筋コンクリートであっても改修部分が内装のみの場合は、施工実績等としては認めないものとする。

b 延床面積 改修工事対象部分の延床面積のみを実績及び経験として認めるものとする。

(例) 改修建物延床面積 10,000 ㎡、改修工事対象部分が延床面積 3,000 ㎡の要件を付した場合 施工実績等として認めることができるのは、改修工事の対象となった 3,000 ㎡のみであること。

イ 施工実績等が1つの契約で複数の建物を施工したものであるときは、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績等とすること。

(例) 本館 鉄筋コンクリート造 延床面積 20,000 ㎡、付属棟 鉄骨造 延床面積 5,000 ㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の要件を付した場合は、本館鉄筋コンクリート造部分の 20,000 ㎡のみを実績及び経験として認めるものとするこ

と。ただし、体育館等で主たる構造が鉄筋コンクリート造で屋根部分のみが鉄骨造である等一体的な施設の建設工事であった場合については、工事毎に個別に判断するものとする。

(8) 単体施工及び特定共同企業体の代表者については、単体施工又は特定共同企業体の代表者としての施工した同種の工事の数量を施工実績として認めること。ただし、入札公告において、同種の工事の施工実績について特定共同企業体の代表者以外の構成員（出資比率 20%以上に限る。以下「非代表者」という。）としての工事も認める場合は、次により算出された数量を施工実績として認めるものとする。

JV 非代表者の施工数量 = JV 施工数量 × (構成員の出資比率 ÷ 代表者の出資比率)

(9) 異工種建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率にかかわらず、協定書により分担した工事を施工実績として認めるものとする。

(10) 入札公告に示す主任技術者又は監理技術者資格の基準の「これと同等以上の資格」とは、次のとおりであること。

ア 1 級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの

(ア) 対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合

1 級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ) 対象工事の建設業の種類が鋼構造物工事の場合

1 級建築施工管理技士、一級建築士、技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

イ 1 級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ 1 級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

オ 1 級電気通信工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

(11) 配置予定の技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。

(12) 配置予定の技術者の施工経験時の状況が見習いの場合又は実質的に工事に関与してい

なかった場合は、施工経験として認めないこと。

- (13) 配置予定の技術者の施工経験は、全工期従事した者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間従事しなかった者であっても、当該工事に従事した期間が契約工期の始期から終期までの日数（工事を全面的に一時中止している期間を除く。）の2分の1以上（工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した日数の2分の1以上、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した日数の2分の1以上とする。）である場合は認めるものとする。なお、1つの従事役職を途中交代により3名以上の技術者が従事し、従事期間がいずれも2分の1に満たない場合は、最も長い期間従事した技術者に対して、当該工事の施工経験を認めるものとする。
- (14) 配置予定の技術者の施工経験が、異工種建設工事共同企業体の構成員として施工した工事であるときは、協定書により分担した工事を施工経験として認めるものとする。
- (15) 配置予定の技術者に一定の資格要件（例：1級〇〇技士）を基準として設定している場合、「施工経験」時における当該資格の保有は要件としていないこと。
- (16) 配置予定の技術者に会社の施工実績の要件と同等の工事経験を基準として設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。
- (17) 配置予定の技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、本工事の現場施工に着手する日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し、引渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。
- (18) 配置予定の技術者は、複数の者を申請することができること。
- (19) 配置予定の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合であって、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに本件入札の申請書の取下げを任意の様式により行うこと。なお、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札したときは、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。
- (20) 配置予定の技術者は、他の工事を落札したことにより、本工事に配置することができなくなったことを理由に変更することを認めないこと。ただし、病気、死亡、退職等合理的な理由により変更するときを除く。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札は、入札参加資格について、入札書を提出する前と開札後に確認を行うものであること。
- (2) 本件入札に参加することを希望する者は、入札書を提出する前の入札参加資格の有無について確認を行うための申請書等を入札公告に示す期間に提出しなければならないこと。なお、入札公告に示す期間に申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができないこと。
- (3) 入札書を提出する前の入札参加資格の確認は、申請書等の申請期限の日を基準日として確認を行い、その結果は〇〇〇年〇月〇日（〇）までに通知するものとする。

注) 申請期限の日の翌日から起算して10日目の日を記載する。

- (4) 本件入札に参加することを希望する者のうち、申請書等を提出する日において、資格登録者でない者であっても、本件入札に申請書等を提出することができること。このとき、(2)の確認は開札の日時までに資格登録者となっていることを前提として行うこととし、またその確認により入札参加資格があるとされた者であっても、開札の日時までに資格登録者となっていない者は、入札参加資格があったとした確認を取り消すこと。

4 申請書等

- (1) 申請書等とは、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領(平成19年6月22日付け総務第318号)等に定める次の様式により作成された書類をいうこと。

ア 特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書(様式第1号)

イ 特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写し((6)を参照のこと)

注) イは特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (2) 申請書等は、電子入札システムにより提出すること。
(3) やむを得ない事情により電子入札システムを利用することができない場合(特定共同企業体が(9)イ前段に該当する場合を含む。)は、県営建設工事に係る電子入札運用基準(平成17年1月12日付け総務第839号)に定める紙入札参加承諾願(様式第1号)(以下「紙入札参加承諾願」という。)をあらかじめ知事に提出し承諾を得たうえで、書面により入札公告に示す提出場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出することができること。

注) 「(特定共同企業体が(9)イ前段に該当する場合を含む。)」は特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (4) 申請書等は返却しないこと。また、申請書等を提出した者から申出があり、入札公告に示す申請書等の申請期限までに差替え又は再提出が可能な場合のみ認めるものとする。このとき、申請書等の申請期限の延長は行わないこと。

- (5) 入札を執行するために必要と認めるときは、(2)の定めにかかわらず、紙入札に切り替える指示を行うことがあること。

- (6) 特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書は、特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第428号)等に定める別記様式及び例文を使用すること。このとき、特定共同企業体の名称等については、次のとおりとすること。

ア 特定共同企業体の名称は、代表者を頭書に出資比率の多い順(同率の場合は任意)に並べること。

イ 構成員名のつなぎ方は「・」を使用し、株式会社等の組織形態は略称(機種依存文字の「株」等は使用不可)とすること。

(ア) 株式会社は、(株)と略称を表示

(イ) ○○建設(株)・(株)○○建設特定共同企業体

注) (6)は特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (7) 特定共同企業体の構成員は、それぞれが(1)アを作成し、特定共同企業体の代表者は、

それら作成した書類のほか、(1)イの書類を申請書等として取りまとめて提出すること。

注)(7)は特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (8) 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。また、同一の者が複数の特定共同企業体の構成員となっている申請書等が提出された場合は、その全ての特定共同企業体が本件入札に参加することを認めないものとする。なお、本件入札に参加することを希望する者が複数の特定共同企業体の構成員となることを避けるための目的に連絡を取るとは、特定調達契約に係る一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではないこと。

注)(8)は特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (9) 特定共同企業体の入札参加資格の確認に関する特例

ア 申請日から開札までの間に、特定共同企業体の構成員が、次に掲げる事項のいずれかに該当する者となった場合は、その構成員を含む特定共同企業体の入札参加資格の取消しが行われること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当する者

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可が失効した者

(ウ) 措置基準に基づく指名停止の措置を受けた者

(エ) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(オ) 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は破産手続開始の申立てをしている者

(カ) 本工事の請負に必要とする建設工事の種類について、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき営業の停止（本工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過していない者

イ アによる入札参加資格の取消しが行われた特定共同企業体は、当該取消通知に定める日までの間に取消事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、再度の申請書等の提出を行うことができること。ただし、入札参加資格の確認を行ういとまがないときは、当該特定共同企業体の入札参加資格を認めないことがあること。

ウ ア及びイについては、特定共同企業体に対して入札参加資格確認結果を通知するものとする。

注)(9)は特定共同企業体の場合のみ記載する。

- 5 入札書提出する前に入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札書提出する前に入札参加資格がないと認められた者は、書面（様式任意）により知事に対して、その理由の説明を求めることができること。

ア 提出期限 ○○○年○月○日（○）午後5時

注）3（2）の入札参加資格確認結果の通知期限の日の翌日から起算して7日目（休日を除く。）の日を記載する。

イ 提出先 23（6）の照会先に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵便又はFAXによるものは受け付けないこと。

（2）知事は、（1）により説明を求められたときは、○○○年○月○日（○）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

注）（1）アの説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日目の日を記載する。

6 現場説明 現場説明は行わないこと。

7 入札等に対する質問

（1）入札等に対する質問がある場合は、書面（様式任意）により照会すること。ただし、一般的事項については、照会期間に電話又は口頭により照会して差し支えないこと。

ア 照会期間

（ア）一般的事項 ○○○年○月○日（○）から○○○年○月○日（○）までの休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

注）公告日から入札期日の2日前（休日を除く。）の日を記載する。

（イ）設計図書等に係る事項 ○○○年○月○日（○）から○○○年○月○日（○）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

注）公告日から入札期日の7日前（休日を除く。）の日を記載する。

イ 照会先 23（6）の照会先に同じ。

ウ 照会方法 書面は持参又はFAXにより照会すること。なお、FAXによる場合は、書面を送信した後に電話によりその着信の確認を行うこと。

（2）（1）の質問のうち、設計図書等に係る質問に対する回答は、本件入札に参加しようとする者に対してFAXによる送信又はホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/kenssei/nyuusatsu/kouji/index.html>）若しくは入札情報公開サービスに掲載して回答し、質問者に直接回答しないこと。

8 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、ホームページ若しくは入札情報公開サービスにより行うこと。なお、入札情報公開サービスでの閲覧可能期間は、開札日の電子入札システム稼働時間内までとすること。

9 工事費内訳書

（1）入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を作成すること。

（2）工事費内訳書の様式は任意とし、記載内容は、会社名（特定共同企業体の場合はその名称）、所在地、工事名、作成年月日、設計書に示した工事区分・工種・種別・細別等に対応する施工数量、単価及び金額とすること。

（3）設計図書等に係る質問回答は、積算に係る事項を知らせる場合があるので、本件

入札に参加しようとする者は、FAXによる送信又はホームページ若しくは入札情報公開サービスを確認のうえ、工事費内訳書を作成すること。

- (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、その電子ファイルの名称は、入札公告に示した工事名、入札参加者名等を用い、自らが提出した電子ファイルと特定できるものとする。このとき、機種依存文字を使用しないこと。
- (5) 入札参加者は、作成した工事費内訳書が電子入札システムに添付可能な電子ファイルの容量の上限である2MBを超えないものとなっているかあらかじめ確認しなければならないこと。
- (6) 工事費内訳書で積算した工事価格（消費税及び地方消費税を含まない。）は、両者の金額が一致していることとするが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱うこと。
- (7) 工事費内訳書は、工事施工に係る実行予算が成り立っているかどうか確認するために提出を求めていることから、工事費内訳書の作成に当たっては、数量・単価及び金額が判明する積算とすること。なお、値引き等を行う場合にあっては、単価を値引き後の金額で記載して積算することとし、工種毎の合計額に対して値引き処理を行わないこと。

10 入札及び開札

- (1) 入札及び開札は、入札公告に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行うこと。
- (2) 入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、次に掲げる入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を紙入札として書面により提出しなければならないこと。
 - ア 4(3)により紙入札参加承諾を得た入札参加者
 - イ 申請書等を電子入札システムにより提出した入札参加者であって、やむを得ない事情のため電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書の提出することができず、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し承諾を得た入札参加者
 - ウ 特定共同企業体で4(9)イ前段による入札参加者

注)ウは特定共同企業体の場合のみ記載する。

- (3) 電子入札システムに添付可能な電子ファイルの容量である2MBを超える工事費内訳書であるときは、電子入札システムにより入札書を提出するとともに、23(6)の照会先に連絡し、その指示に従って工事費内訳書を提出しなければならないこと。
- (4) 入札を執行するために必要と認めるときは、(2)前段の定めにかかわらず、紙入札に切り替える指示を行うことがあること。
- (5) 入札書に工事費内訳書が添付されていない入札は、無効とすること。
- (6) 入札参加者は、一度提出した入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。
- (7) 提出の期限を過ぎて到着した入札書及び工事費内訳書は、理由の如何にかかわらず受け付けないこと。
- (8) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 入札書及び工事費内訳書を提出する方法、入札執行回数のほか、入札の方法の詳細については、特定調達契約に係る一般競争入札心得によること。
- (10) 開札は公開とし、希望があれば、入札者若しくはその代理人又は入札参加者以外の立会いも認めるものとする。
- (11) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「落札候補者」という。）が複数いる場合は、電子入札システムに装備されている電子くじ（以下「くじ」という。）により、入札参加資格を確認する順位を決める。
- (12) 開札後、落札候補者の具体的入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する旨を入札参加者に通知（以下「保留通知」という。）すること。
- (13) 前号の保留通知については、次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 調査基準価格に満たない価格をもって入札書を提出した者（以下「低入札者」という。）がない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格から3番目の価格までの入札者を入札価格が低い順に公表し、落札候補者の入札参加資格の確認を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知すること。

イ 低入札者がいる場合は、低入札者及び低入札者ではない者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を50音順に公表するとともに、落札候補者の入札参加資格の審査後に低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年1月28日付け総務第1100号）による調査（以下「低入札価格調査」という。）をし、入札参加資格の確認を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知すること。

11 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 落札候補者に対しては、具体的入札参加資格を確認するため、次のアからキまでに掲げる書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を指示すること。

ア 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格確認調書（様式第2号）

イ 建設業の許可を証明できる書類（建設業の許可通知書の写しなど）

ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

エ 入札参加資格で施工実績を求めている場合はそれを確認できる書類

オ 入札参加資格で配置予定の技術者の資格、施工経験を求めている場合はそれらを確認できる書類

カ 施工計画書（入札公告において、施工計画書を入札参加資格として指定した場合に限る。）

キ アからカまでに掲げる書類のほか、知事が入札参加資格の確認に当たって必要として提出を指示した書類

- (2) 落札候補者は、入札参加資格確認書類の提出について知事から指示された日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）の午後5時までに、入札参加資格確認書類を持参し、又は到達するよう書留郵便により提出しなければならないこと。

- (3) 落札候補者が、前号の提出期間に入札参加資格確認書類を提出しない等、入札参加資格の確認のために知事が行う指示に応じないときは、当該落札候補者の入札参加資格を

審査せずに、その者の入札参加資格がないと認めること。

12 入札参加資格の審査

- (1) 落札候補者の入札参加資格は、入札参加資格確認書類により審査する。
- (2) 入札参加資格の審査に際し、落札候補者から入札参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術者を変更したい旨の申出があり、入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、1回に限り入札参加資格確認調書の差替え等を認めること。ただし、入札参加資格確認書類の提出期間の延長は行わない。
- (3) 前号の審査により落札候補者の入札参加資格がないと認められる場合は、次順位の者の入札参加資格確認書類により、次順位の者の入札参加資格を審査することとし、その審査は入札参加資格があると認められる者に至るまで繰り返すものとする。
- (4) 入札参加資格の審査は、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行うものとする。

13 落札者の決定等

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査の後（低入札価格調査を行った場合はその後）に、落札候補者の入札参加資格があると認められることを確認した場合は、その者を落札者として決定のうえ、入札参加者に対して通知するとともに、当該落札者に対しては、契約締結に必要な書類の提出を指示すること。
- (2) 入札書を提出した者全ての入札参加資格がないと認められることを確認した場合は、当該入札を取りやめること。
- (3) 落札候補者の入札参加資格を審査したか否かにかかわらず、入札参加資格がないと認められることを確認した場合は、その入札参加資格がないと認めた理由を当該落札候補者に対して、落札決定後速やかに開札後の入札参加資格確認に係る結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- (4) 低入札価格調査により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性があること。
- (5) 開札の結果、低入札者がいる場合は、低入札価格調査により失格とならなかった者であって、入札参加資格があると認められることを確認された者を落札者として決定すること。

14 入札参加資格がないと認められた落札候補者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、書面（様式任意）により知事に対して、その理由の説明を求めることができること。
 - ア 提出期限 落札決定日の翌日から起算して7日目（休日を除く。）午後5時
 - イ 提出先 23(6)の照会先に同じ。
 - ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵便又はFAXによるものは受け付けないこと。

(2)知事は、(1)により説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

15 入札結果の公表等

(1)入札結果は、落札決定の日の翌日(翌日が休日であるときはその休日を除く。)までに入札情報公開サービスに掲載するものとする。

(2)入札結果の公表までの間は、本件入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないこと。

(3)会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第108条の11の規定に基づき、岩手県報により落札者の公示を行うこと。

16 電子入札システムの利用等

(1)本件入札に当たっての電子入札システムの利用及び入札情報公開サービスに関し、電子ファイルの形式、運用時間、ICカードの取り扱い等の詳細は、県営建設工事に係る電子入札実施要領(平成17年1月12日総務第838号)及び県営建設工事に係る電子入札運用基準(平成17年1月12日総務第839号)の関係する定めを適用すること。

(2)電子入札システムを利用して本件入札に参加する者に対しては、13(3)の通知を除き、入札書を提出する前の入札参加資格の確認、保留通知、落札決定等については、電子入札システムに備え付けられている書式により、通知するものとする。

17 苦情の申立て

入札手続に関して苦情がある者は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年岩手県告示第215号)に基づき、岩手県政府調達苦情検討委員会(連絡先 岩手県出納局指導担当、電話019-629-0000)に対して苦情を申し立てることができること。

18 契約保証金

(1)契約保証金は契約金額の10分の1以上の金額とすること。ただし、調査基準価格に満たない価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の10分の3以上の金額とすること。

(2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があった場合は、契約保証金の納付に代えることができること。

(3)債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実に認める金融機関等の保証を付した場合は、契約保証金の納付に代えることができること。

(4)債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除すること。

(5)債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除すること。

19 契約の成立要件

(1)本工事の請負契約は、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結(契約が確定)すること。

(2)落札者の決定後、本工事に係る請負契約書を作成し仮契約を締結したかにかかわらず、契約が確定するまでの間において、本件入札の落札者(落札者が特定共同企業体の場合は、その全ての構成員)が次に掲げる契約の成立要件をいずれも満たす者でなければ、当該落札者と契約を締結しないこと。

注) 「(落札者が特定共同企業体の場合は、その全ての構成員)」は、特定共同企業体の場合のみ記載する。

ア 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査の有効期間を経過していない者であること。

イ 岩手県暴力団排除条例(平成 23 年岩手県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

ウ 措置基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は破産手続開始の申立てをしている者でない者であること。

カ 本工事の請負に必要とする建設工事の種類について、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により、営業の停止(本工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。)を命ぜられた者の場合は、その処分の期間が経過している者であること。

キ 入札公告に示す基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。

20 中間前金払と部分払

(1) 請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を超える工事(債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 1,000 万円以上で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が 150 日を超える工事)については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができないこと。

(2) 中間前金払の請求

ア 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の 2 分の 1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1)を経過し、かつ、工程表により工期の 2 分の 1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1(債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

イ 契約締結の際、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできないこと。

(3) 部分払の請求

契約締結の際、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払(債務負担行為に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできないこと。

21 主任技術者又は監理技術者の配置

- (1)主任技術者又は監理技術者は、申請書等の申請期限の日において、入札参加資格を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工事の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならないこと。
- (2)主任技術者又は監理技術者は、本工事の現場施工に着手する日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならないこと。
- (3)主任技術者又は監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しないこと。
- (4)入札公告において、主任技術者を本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合があること。
- (5)契約締結後は、配置技術者について、岩手県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に基づき、現場代理人等通知書及び経歴書を工事担当課等に提出すること。
- (6)主任技術者又は監理技術者は、病気、死亡、退職等合理的な理由があれば変更することができること。なお、契約締結後に他の工事の受注者となったことをもって、入札公告対象工事の主任技術者又は監理技術者の変更を行うことは認めないこと。
- (7)(6)のとき、本工事の受注者は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格確認調書（様式第2号。添付書類を含む。）を取り繕い、変更内容を記載のうえ工事担当課等に提出すること。

22 不正又は不誠実な行為の取扱い

- (1)入札に参加しようとする者が次のアからオまでのいずれかに該当するときは、入札参加資格を認めず、又は認めた入札参加資格を取り消すことがあること。
 - ア 不正又は不誠実な行為があること。
 - イ 経営状況が著しく不健全であると認められること。
 - ウ 安全管理の状況が県営建設工事の受注者として不相当であると認められること。
 - エ 労働福祉の状況が県営建設工事の受注者として不相当であると認められること。
 - オ その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、県営建設工事の受注者として不相当であると認められること。
- (2)知事に提出した書類に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。また、知事に提出した書類であって、入札参加資格の確認に際に使用する書類に虚偽の記載をした者に対しても同様とすること。
- (3)落札決定後から工事請負契約の締結前までの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合、落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該工事請負契約を締結しないときがある。この場合において、入札公告中「落札決定の日まで」とあるのは「請負契約の締結まで」と読み替えるものとする。

23 その他

- (1)手続における交渉はないこと。
- (2)提出された書類は返却しないこと。
- (3)入札参加に要する費用は、本件入札に参加することを希望する者の負担とし、本件入

札が中止された場合であっても、その補償を請求することができないこと。

(4) その他入札参加資格の確認に当たって、必要な書類の提出を求める場合があること。

(5) 特定調達契約に係る一般競争入札に関する詳細は、特定調達契約に係る一般競争入札心得によること。

(6) 照会先

出納局総務課入札担当<電話 019-629-5058 (直通) F A X 019-629-5984>